

## 高齢者お達者プランに対する意見募集結果について

第6期 加賀市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「高齢者お達者プラン(案)」について、下記のとおり、意見公募(パブリックコメント)を行ったところ、15件のご意見が寄せられましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 【公募案件の概要】

案件名	「高齢者お達者プラン(案)」について
公募期間	平成27年2月4日(水)～平成27年2月17日(火)
供覧資料	「高齢者お達者プラン(案)」について
周知方法	市ホームページのほか、長寿課窓口、山中温泉支所、各出張所、各図書館にて資料を供覧
提出方法	メール、郵便、FAXにて長寿課へ提出

【公募結果】 15件(2名)  
詳細は以下のとおり。

## 加賀市高齢者お達者プラン（案）パブリックコメント一覧

番号	ご意見の概要	市の回答
1	<p>高齢者の対策にあたっては、高齢者と同一視点 ①死が近い ②死後の安心（残された家族、葬儀など）といった視点が重要である。また、そうした視点を共有できるような、形式的でない、信頼関係の中での話し合いが必要であり、そのためには、同年代の信頼のおける人が不可欠である。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>p 2 （3. 他の計画との関係について）説明文と体系図だけでは、各種計画とどういった点で連携しているか不明。医療提供体制基本構想は、市の基本構想とつながりがあるのか。</p>	<p>各種計画は、加賀市総合計画の分野ごとの計画として策定されております。医療提供体制基本構想については、加賀市総合計画と整合性をはかり策定しております。</p>
3	<p>p 4 囲み（地域包括ケアビジョンの方向性）の内容がとらえにくい。その下の図も何を説明するのか、意図するところが掴めない。市役所の立ち位置はどこにあるのか。</p>	<p>「地域包括ケアビジョンの方向性」は、5つの要素の目指す姿を地域で実現するために「大切にすべきねらい」を記載しております。また図に関する市の立ち位置は、縦に5つ書きました医療、介護、予防、生活支援、住まいについての行政の5つの要素の施策をイメージしており、5つの施策を一体的に提供できる体制を地域ごとに考えていくことをイメージしたものです。</p>
4	<p>p4 5. 計画の期間と点検・評価 最初4行がわかりにくい。<u>中長期的な視野に立った目標を設定し、第6期期間中に目指すべき姿を明らかにし、とありますが、第6期の目指すべき姿は、どこで明らかになるのでしょうか。第7期以降は白紙のようですが、第5期からの連続性の中で、大まかな計画（目標）くらいはあってもよいと思いますが。</u></p>	<p>第6期計画の目標や目指す姿（内容）については、第4章に記載しております。また、第6期計画は、2025年を目指した計画であり第6期計画の内容を点検、評価し第7期以降に継続されるものです。</p>
5	<p>p 6～p 7 目指すべき姿を5項目に分けてありますが、それぞれの内容がぼんやりしていて、同じような繰り返しに感じます。特に左欄の「○○のまち」の表現が原因かと思います。ほかにも使いまわしがあつたりします。</p> <p><u>予防</u> 予防とは何の予防か。最後の○ <u>自らの最期をどのように迎えるか</u> は、何の予防でしょうか。</p> <p>○2番 <u>意識を持つこと</u>とそのため市として取り組むことはないのでしょうか。その表記がなければ、右欄は「すべて個人の責任で介護の予防に取り組むこと」に直した方がわかり易いと思います。</p> <p>○6番 <u>居場所の定義</u>にも違和感を感じます。自分のペースでしたいことができること。=居場所でしょうか。</p> <p><u>医療</u> ○2番 <u>医療職だけで完結できるものではない。</u>では、何なのか。を定義（記載）すべきと思います。</p> <p>○最後 <u>本人がおかれている…</u>は、全く同じ文面が介護の項目でも使い回されています。</p> <p><u>生活支援</u> ここで述べられていることが、生活支援の目指すべき姿でしょうか。地域における生きがいづくりに名称変更した方がしっくりくるように思います。</p>	<p>5つの要素ごとに目指す姿については、それぞれが組み合わせられ、一体的に提供される体制を共通の言葉である「まち」で締めくくることが表現しております。同様に、地域では5つの要素を組み合わせる生活されることとなるため、同じ言葉や表現を用いたものであり、使いまわしを行っているものではありません。また、いただいたご意見は、今後の説明の際、十分留意いたします。</p>
6	<p>p 8 （地域包括ケアビジョンの方向性）市の主体性はどこにあるのか。第1章は、この計画書の基本となる章。もう少し吟味された方がよいと思う。</p>	<p>8ページの地域包括ケアビジョンの方向性は、5つの要素の目指すべき姿の実現のために、市と市民、事業者や各種関係団体等それぞれが主体性をもち、協働して取り組む方向性を再掲したものです。</p>

## 加賀市高齢者お達者プラン（案）パブリックコメント一覧

番号	ご意見の概要	市の回答
7	<p>p 2 4 Ⅲ. 地域包括ケア体制の構築で第5期計画の課題（2項目）が掲げられており、次ページでその成果（3項目）が表されています。</p> <p>※ 課題がどこまで達成されたか不明。地区の把握特性と分析（第3章）による活用がどのようになされたのか。住民との協働による地域づくりのための役割分担の成果は、その核となるものは誰なのか。これらが見えない。</p> <p>第6期について、第5期の課題（重要なこと）でなし得なかったことに対して第6期はどのように取り組むかの記載がない。（すべて課題は達成されたのか。）特に、地域活動の中心になる者を誰がどのように育てるのか（役割分担）を明示すべき。</p>	<p>第5期計画では地区ごとの社会資源の把握や、地区座談会などを行いました。圏域の中でも地区によって特性が異なることから、第6期計画において、圏域単位ではなく、まちづくり推進協議会単位を基本として取り組みを行うこととしています。</p> <p>第5期計画において住民との協働による地域づくりに取り組んできましたが、地域によって役割の担い手は異なります。第6期計画において、地域のつながりを活かせるような支援をしていきます。</p> <p>第6期計画の取り組みについては、第4章の「Ⅲ地域での支えあいの体制づくり」の中に記載しております。</p>
8	<p>p 3 5 山代地区 「病院あり」とあるが、何町にあるのか。</p>	<p>（病院の誤りであったため）「病院」を削除いたします。</p>
9	<p>p 4 5 山中地区 医院5か所、河南地区 医院1か所、東谷地区 医療機関なし、とあるが、</p> <p>山中医療センターは市立病院としては閉病扱いなのか。山中地区医院5か所は河南地区や東谷地区と重複してはいないか。間違い防止のためにも地区の表示は「山中地区」か「温泉地区」かいずれが適当かを市役所内で再度検討されては如何でしょうか。</p>	<p>「医院5か所」を「病院1か所、医院4か所」と修正いたします。（山中地区の医療機関に、山中温泉医療センターが含まれているため。）その他の地区についても同様の誤りがないよう、データを再度精査いたします。</p> <p>なお、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>p 5 3 多様な活動機会の充実 は、高齢者が活動する場所確保の重要性を説いていると思われるが、</p> <p>ここの表現だけでは不足。スポーツサークル、文化活動、就労支援は所管外とし、老人クラブと介護関係だけを記載するのでは、高齢者にとって魅力はない。市として本気で介護予防を進めるには、高齢者の力を埋もれさせない施策が必要であり、その記載（多様な活動機会への取り組み）が不足していると思う。（縦割り行政の弊害）</p>	<p>高齢者の活動支援については、介護予防担当課だけでなく、必要に応じて、庁内横断ワーキングを活用し、各課で協働しながら取り組んでまいります。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>p 5 4 望むことを知る支援 基本チェックリストの実施とあるが、</p> <p>これまでも実施してきたことと思うが、費用対効果の検証はなされてきたのか。</p> <p>介護予備軍である元気な高齢者が、暇をもて余すことがないような日常（社会生活）であれば、介護予防につながると思うが、「すべての高齢者にチェックリストを実施」のような取り組みは、ムダではないか。これまでの結果で、施策の方向性は出せるのではないか。</p>	<p>基本チェックリストについては、これまでの実施内容から費用対効果を検証したうえで、対象者や配布方法について見直す方向としています。第6期計画では、さらに介護予防につながるような効果的な実施方法を検討していきます。</p>
12	<p>p 5 9、p 6 0 ブランチ（総合窓口）の表記。ただでさえ横文字が多いのに、無理して使う必要があるのかと感じる。（ブランチは昼ご飯でないかとの声あり。）</p> <p>なお、相談窓口が、事業所による困り込みにつながらない方が求められると思う。基幹センターとブランチの役割が明確化されているのか。相談部門の分割であってはならないと思う。</p>	<p>ブランチの表現は、厚生労働省が地域包括支援センターの形態の一つとして用いているものです。誤解のおきないように、（総合窓口）と記載しております。</p> <p>また、ブランチは市民に身近な場所に相談窓口の設置を行うことで、住民からの相談を受け付けて集約し、センターへつなぐことなどを目的としており、「加賀市地域包括支援センター基本指針・運営指針」において、機能を明確にしております。</p>
13	<p>p 7 4 （1）在宅支援体制の強化 2行目「病院においても」 → 「医療機関においても」に明記すべき。</p>	<p>「病院においても」を「医療機関においても」と修正いたします。</p>
14	<p>p 7 6 （1）生活の安全を守るための整備 2行目「措置法」 → 「○○措置法」と明記すべき。</p>	<p>「措置法に基づく措置」を「老人福祉法に基づく措置」と修正いたします。</p>
15	<p>p 8 0 本文下から3行目「レスパイト」 → 専門用語であるだけに解説又は（ ）書きが必要ではないでしょうか。</p>	<p>「レスパイト」を「レスパイト（休息）」と修正いたします。</p>